

「新設保育所整備法人募集要項（賃貸物件型）」に関する質問に対する回答

No.	受付日	募集要項のページ	質問内容	回答
1	7月19日	P4	<p>「4（4）当該事業が国の保育対策総合支援事業費補助金の対象事業として採択された場合は、補助金が交付されます。」とあるが、ホームページ上の「よくある質問」では、「（株式会社は）賃貸物件における内装改修費用については、一部補助対象となる場合があります。」と記載されている。法人が株式会社である場合、どのような場合に補助対象となり、一部とはどの程度の費用と考えればよいか。交付条件を示して欲しい。</p>	<p>補助金については、国の保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業－賃貸物件による保育所等改修費等）の交付要綱を基に算出しますが、補助対象となる経費については、当該事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（敷金除く）、備品購入費、負担金、補助及び交付金に限られます。よって、すべての事業費が補助対象経費として算定されるわけではありません。</p>